

生徒指導推進計画

学校教育目標

「夢をはぐくみ 自ら考え学び 共に伸びる 八重東っ子の育成」

○自ら考え、学びあう子供 ○自ら行動し、支えあう子供 ○自ら鍛え、共に創る子供

や やさしいいっぱい え エネルギーいっぱい ひ ひとり一人の力を合わせて が かしこしいいっぱい し しっかりやりぬく

児童の実態

- ・元気で明るく、意欲をもってがんばろうとする児童が多い。自己肯定感の高い児童が多いが、自分に自信のもてない児童もいる。
- ・規範意識が低く、ルールが定着しにくい児童や、相手の気持ちを考えない言動を繰り返す、人間関係がうまく築けない児童もいる。
- ・基本的な生活習慣が構築できず、忘れものが多い児童もいる。
- ・自己の体調管理ができにくく、安易に欠席しがちな児童・させがちな保護者がいる。

本校でつきたい資質・能力

- ・知識 ・つながる力 ・考える力 ・自ら取り組む力 ・共に取り組む力 ・自分の力を信じる心 ・ふるさとを愛する心

具体的な取組み

○サポートチームの組織

- ・課題を持つ児童への見通しをもった取組
- ・職員の共通理解 (児童理解暮会など)
- ・報告、連絡、相談

○家庭・地域との連携

- ・保護者との共通理解
- ・家庭での生活習慣の見直し
- ・地域の方の協力

○専門機関との連携・研修

- ・中学校との連携 (町内ブロック会)
- ・教育相談委員会
- ・校内委員会 (特別支援教育推進) との連携
- ・警察・児童家庭センター等との連携

組織的な生徒指導体制による指導

○基本的な生活習慣・学習規律の確立

- ・挨拶、返事、掃除等日常指導の徹底
- ・学習ルールの指導 (教務部との連携)
- ・授業や生活の中での肯定的な評価
- ・三点固定の取組 (保健指導部との連携)
- ・保護者との連携

○問題行動の未然防止と迅速な対応

- ・校門指導・校内巡回と声かけ
- ・「今の気持ちアンケート」&アセス
- ・早期発見と早期対応 (日常的な情報交換、迅速な報告・連絡・相談)
- ・帰りの会の充実
- ・全校指導 (非行防止教室等)
- ・警察・児童家庭センター等との連携

○自己指導能力の育成

<生徒指導の三機能を生かして>

- ・自己決定の場を与える
- ・自己存在感を与える
- ・共感的人間関係を育成する (各教科をはじめ全教育活動で)

○規範意識の向上と耐性を身につける生活指導

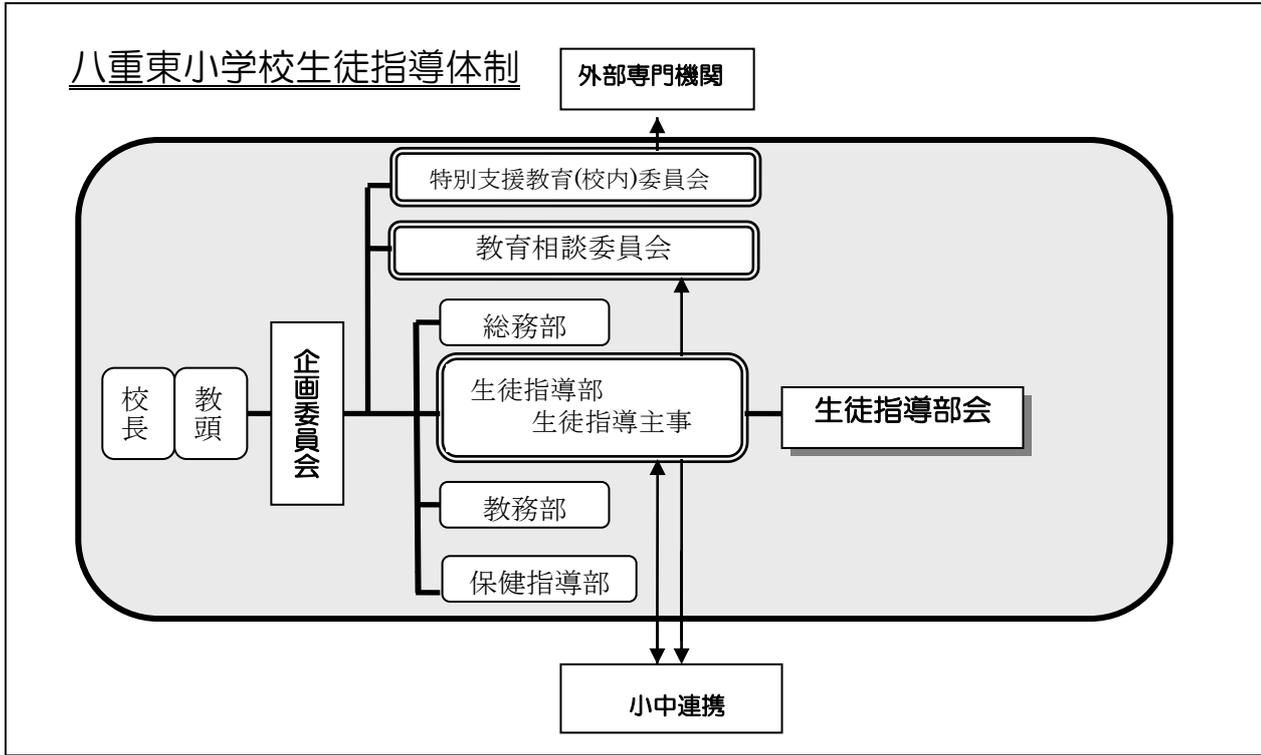
- ・「生徒指導規程」「学校生活のきまり」に則したふれぬい指導
- ・特別な指導の充実
- ・3つの約束、生活目標
- ・高学年や通学班長に責任感をもたせる
- ・学校生活以外の生活指導
- ・豊かな心の育成 (学級指導・道徳の時間)
- ・児童会活動等の活用
- ・警察等との連携
- ・保護者との連携



安心してすごせる学校・学級づくり

(2) 生徒指導の充実

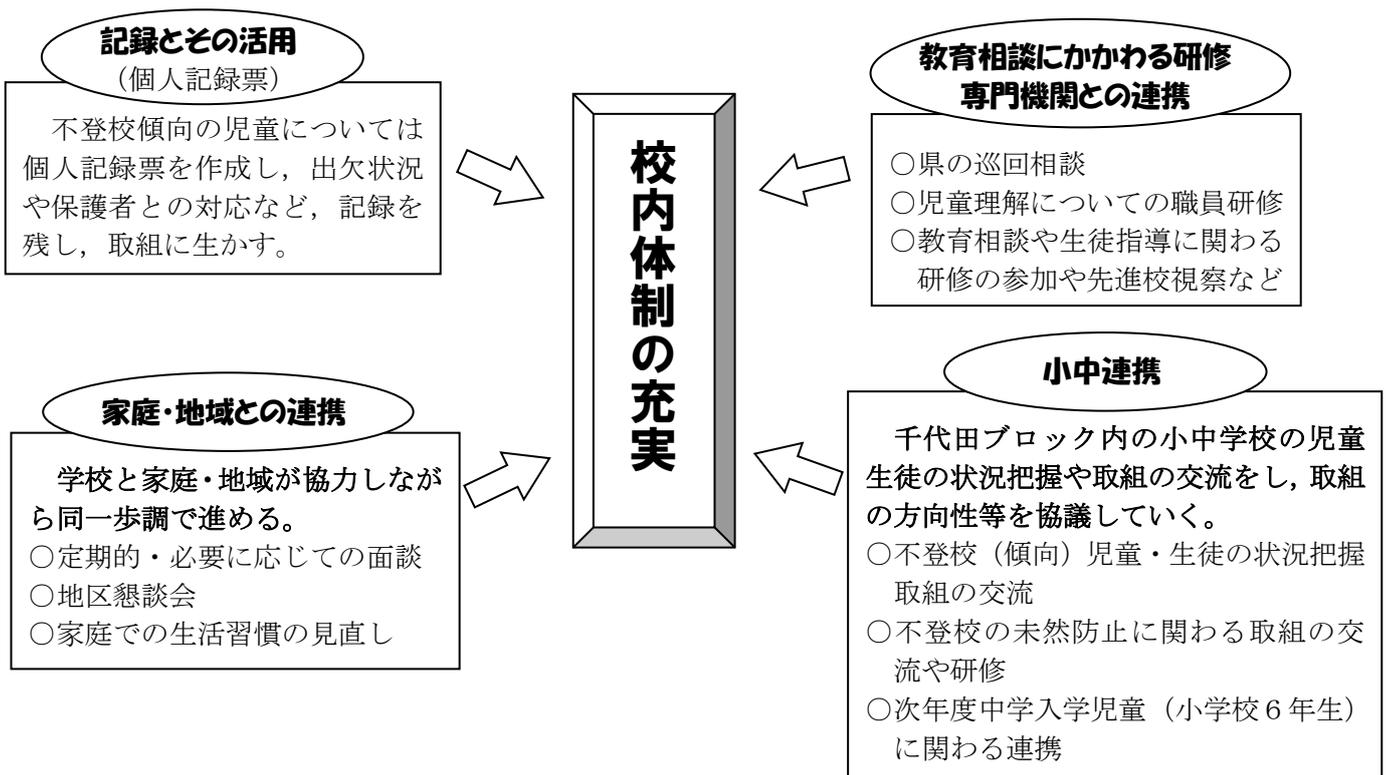
① 組織的な生徒指導体制による指導



【校内組織】サポートチームの組織（報告・連絡・相談）

- 教育相談委員会（月1回）…管理職・生徒指導主事・養護教諭・該当児童の担任等
- 特別支援教育(校内)委員会（2月1回）…管理職・該当児童の担任・特別支援教育コーディネーター・生徒指導主事等
- 暮会（毎週金曜日）での配慮を要する児童・気になる児童について交流・共通認識

【校内体制をさらに充実させるために】



② 基本的な生活習慣・学習規律の確立

- 挨拶・返事・掃除など日常的な指導を徹底する。
 - ・「はいっ」の返事を大切に
 - ・挨拶が響きあう学校に（あいさつは誰もがすぐにできるコミュニケーションの手段）
 - ・「時間いっぱい掃除」「だまって掃除」「ピカピカ掃除」を目標に位置づける。
- 学習規律を確立する。（「八重東型学習モデル」の徹底，ユニバーサルデザインの授業づくり）
- 人と関わる力を高める取組を重ねる。
 - ・職員室の出入りの指導（立ち止まって「失礼します」「失礼しました」「〇〇の用事で来ました」）
→職員もきちんと答える
- 3点固定（起きる時刻・寝る時刻・学習を始める時刻）の取組を保健指導部と連携して進める。
- 保護者との連携を進め，児童の基本的な生活習慣が定着するようにする。

③ 自己指導能力の育成

- 生徒指導の三機能を生かした授業づくり・集団づくり

- ・ **自己決定の場を与える。**
…児童が決められたルールを守り，自分自身で責任が取れる範囲内で，自らが行動を選択し，その行動に責任をとる機会を与える。
 - ・ **自己存在感を与える。**
…児童一人一人は，かけがえのない存在であり，一人一人の存在を大切にする指導を行う。自己存在感は他者との関わりの中で見出されることもあり，望ましい集団づくりが重要である。
 - ・ **共感的人間関係を育成する。**
…教職員と児童および児童同士が，相互に尊重し共感的に理解しあう人間関係を育成する。
- <各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動・学級行事・学校行事等を通して育てる。>**

- 自信や自己肯定感を高める取組を重ねる。
 - ・一人一人に活躍の場・役割を果たす場をつくる（学校行事・各委員会・クラブ・係活動など）
※活躍の場・役割を果たす場 → やりきらせる → 肯定的な評価（しっかりほめる）
 - ・帰りの会で一日を振り返り，がんばったことやうれしかったことなどを出し合うことで，学級の所属感や自己肯定感を高めることにつなげていく。
 - ・種々の活躍や努力を全校で表彰し，自己存在感・自己肯定感を高める。

④ 問題行動の未然防止と迅速な対応

- 職員が意識してどの児童にも声かけをする。
- アンケート（今の気持ち・アセス・いじめ・体罰等）や学級ノートの活用を通して未然防止や学級経営に生かす。
 - ・学校全体の取組の参考にする（児童の実態把握）
 - ・アンケート→自己肯定感・人との関わりの中での意識・学習に対する意識など
- カウンセリング週間の実施
 - ・アンケートをもとに一人一人面談し，日頃言葉では伝えられない児童の思いをつかむ。
 - ・悩みや問題を抱えている児童の早期発見に努める。
- 警察・こども家庭センター等の専門機関との連携により，問題行動の未然防止を図り，迅速な対応を行う。

⑤ 規範意識の向上と耐性を身につける生活指導

- 学校生活の指導方針を統一する。（同一步調でブレない指導）
 - ・職員間の指導のズレを防ぎ，児童たちに不公平感や不満を持たせない。
- ルールを守り，やる気が持て安心して力が発揮できる学校づくり
 - ・3つの約束・生活目標を全校のみんなが意識しがんばることで，お互いが約束を大切にして安心して学校生活を送ることができる。→児童会本部を中心に
 - ・がんばりを全体場で肯定的評価をする。
 - ・八重東小学校生徒指導規程に基づく「学校生活のきまり」を絶えず意識させる→全校指導
- 学校生活以外の生活指導（交通立ち番や一斉下校指導など）
- 高学年や通学班長，縦割り班長に責任感を持たせる。（リーダーの育成）
- 保護者・地域との連携や警察等との連携を通して，規範意識を身につけさせる。

生徒指導規程

北広島町立八重東小学校

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、千代田ブロック内小・中学校間の連携に基づき、共通認識に基づく生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを明文化するものである。児童・生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際の服装は、次のとおりとする。

(登下校・学校生活における服装)

○別途に学校が例示している「基準服等の規定について」(別紙参照)を参考にして、学校生活に適した服装とする。

(体操着)

○原則として学校で規定の体操着を着用する。

- 2 頭髪・髪どめ等は、学習にふさわしく華美にならない形として学校で定める。

○頭髪の長さは、活動の妨げにならないようにする。前髪は目にかからない程度に切るか結ぶかどめる。横髪、後ろ髪は、肩にかかる場合は、結ぶか編む。

○髪どめは単色とし、華美な飾りのない形のものとする。

- 3 靴や靴下は、学習にふさわしい形と色のものにする。

○靴は、華美な色でなく、運動しやすい形・機能を持つものとする。

(ハイカットは禁止とする。)

○靴下は、黒・紺・白・グレーの単色を基本とする飾りのないものとする。

○タイツ・スパッツは黒・紺・白・グレーの単色で、飾りのない無地のものとする。

第3条 校内での生活時間について

- 1 学校がだれもが気持ちよく過ごすことができる場所として、生活時間を定める。
- 2 授業や諸活動の開始の合図とともに開始できるように準備をすることを基本とする。

第4条 学校内での行動について

- 1 誰もが気持ちよく生活するために、次のことを基本として学校生活での行動を規程する。
- 2 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、誰もが気持ちよく会話できるようにする。
- 3 学習具・遊具等の使用は、学校の規程内で行い、責任を持って返却する。
- 4 個々が率先して環境整備することを心がけ、ボランティア精神を発揮して公共の生活環境を整える。

第5条 所持品について

- 1 学校が、環境が整い、誰もが向上心を持って学習・生活することができる場となるように、所持品の規定をする。
- 2 学習に必要なものを常に忘れないように持参する。
- 3 学習に不必要な金品は持参しない。
- 4 携帯電話・スマートフォンは、校内や学校生活に持ち込むことを禁止する。
○生命の危険がある等、特別な事情がある場合は、保護者が学校に事由を添えた申請書をその都度提出する。相談・協議の上、どうしても必要であると認められた場合に限り、許可をする。許可になった場合、登校時に担任に預け、放課後返却する。
○許可なく所持していた場合、学校で一時預かりをし、特別な指導の後、保護者に返却する。

第6条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻・早退等の場合は、原則として保護者及び家族の者が必ず事前に連絡する。
○欠席・遅刻等は、始業時刻までに保護者の責任において連絡する。
○早退等の場合は、少なくとも1時間前までには連絡をする。

第7条 通学について

- 1 児童生徒の通学に関しては、学校の規程による。
- 2 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第8条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善してもらおう。
- 2 それでも改善が見られない場合は、保護者に来校を願い、指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第9条 家庭生活について

- 1 規則正しい生活（3点固定：起きる時刻・家庭学習を始める時刻・寝る時刻）を送ることを心がけ、健康に留意する。
- 2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから家族に貢献するよう心がける。

第10条 校外で遊ぶとき

- 1 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないことを基本として、遊ぶ場所・方法を熟考する。
- 2 金品の購入や家からの持ち出しは必ず保護者の承諾を得る。
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをする。
- 4 あいさつや片づけ等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
○自転車に乗る場所や範囲等については、保護者と相談して決める。
○自転車に乗る場合はヘルメットを着用する。
○交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。
- 6 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。
○帰宅時刻は、夏季（新年度始業式～9月）：午後6時、冬季（10月～次年度始業式前日）：午後5時とする。
○夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる監督・保護のもとでのみとする。

第4章 特別な指導に関すること

第11条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童生徒に対して、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に関する行為

(2) 本校の規則（「学校生活のきまり」等）などに違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- ② いじめ

- ③ 授業妨害
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑤ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑥ カンニング等の不正行為
- ⑦ 家出及び深夜徘徊
- ⑧ 怠学
- ⑨ 不良交友
- ⑩ 金品持出
- ⑪ 不健全娯楽（賭け事等）
- ⑫ 携帯電話・スマートフォン、インターネットの不健全使用に関するもの
- ⑬ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第12条 特別な指導について

特別な指導は、説諭と学校反省指導（「通常反省指導」と「別室反省指導」の2段階）とする。

（1）説諭

（2）学校反省指導

①通常反省指導

○通常反省指導は、通常の学校生活〔授業等〕を行いながら、休憩時間・放課後の時間等を活用して行う。

②別室反省指導

○別室反省指導は、授業を受けず通常の学校生活とは別日程で、別室で指導を行う。法規・法令に違反する行為、「学校生活のきまり」を繰り返し守れない場合等が、別室反省指導の対象となる。

○別室反省指導の時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により協議検討し決定する。

学校反省指導の内容について

○反省文に明記させること

- ・どのような行為をしたのか。それはなぜいけないのか。
- ・繰り返さないためには、自分のどこをどう変えていくのか。

○反省期間中の「今日の約束」

- ・問題行動を繰り返さないためにその日どのように取り組むのか（「今日の約束」）を、登校後、本人から教頭または生徒指導主事に報告させる。
- ・「今日の約束」を守るように意識させながら、学習させ、生活させる。
- ・下校前に「今日の約束」についての振り返りを、本人から教頭または生徒指導主事に報告させる。

○家庭連携

- ・指導の内容や本人の様子については、保護者へ連絡する。
- ・反省ができない場合は、保護者を学校に呼び、状況を互いに確認した上で、保護者からの指導も依頼する。

第13条 器物損壊について

器物損壊の際、意図的・故意による損壊の場合は、保護者に弁償を求める。

第14条 警察等との連携

法規・法令に違反する行為については、程度の状況より判断し必要に応じて、警察・関係諸機関と連携をとる。

附 則

この生徒指導規程は、平成23年4月6日より施行する。

平成24年3月28日一部改正

平成24年4月18日一部改正

平成26年4月4日一部改正

平成28年12月1日一部改正

平成29年12月1日一部改正

平成30年4月11日一部改正

令和元年1月23日一部改正

令和2年1月9日一部改正